

発委第 2 号

三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 109 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

三宅町議会議長 辰巳 光則 殿

令和 7 年 3 月 4 日 提出

提出者 三宅町議会 議会運営委員会

委員長 池 田 年 夫

三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例

三宅町議会委員会条例（令和元年１２月三宅町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条「１０人」を「９人」に改める。

第４条の２第２項中「９人」を「８人」に改め、同条第３項中「前３条」を「前２条」に改める。

第５条第２項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条３項中「議会において選任し、」を削る。

第７条中第２項を削り、第１項を第２項とし、第１項として次の１項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第２２条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第２６条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第２６条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第２７条に次の１項を加える。

- ３ 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の 2 の規定は、令和 5 年 4 月 3 0 日から適用する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴う標準町村議会委員会条例の改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うこと、また、議会関係条例との整備を行うため、本条例を提出するものである。

三宅町議会委員会条例（令和元年１２月三宅町条例第２３号）の一部を改正する条例 新旧対照条文

改 正 案	現 行
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （１） 総務建設常任委員会 <u> 9人 </u> 行政一般、財政並びに道路、河川、住宅その他建設一般、農林業、商工業、その他産業、労働に関すること及び他の委員会に属しない事項 （２） 福祉文教常任委員会 <u> 9人 </u> 社会福祉、保健衛生、公害その他一般並びに教育委員会の所管に属する事項 （議会運営委員会の設置） 第４条の２ 議会に議会運営委員会を置く。 ２ 議会運営委員会の委員の定数は、<u> 8人 </u>。 ３ 前項の委員の任期については、<u>前２条</u>の規定を準用する。 （特別委員会の設置） 第５条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。 ２ <u>特別委員</u>の定数は、議会の議決で定める。 ３ 特別委員は、<u> </u>委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （１） 総務建設常任委員会 <u> 10人 </u> 行政一般、財政並びに道路、河川、住宅その他建設一般、農林業、商工業、その他産業、労働に関すること及び他の委員会に属しない事項 （２） 福祉文教常任委員会 <u> 10人 </u> 社会福祉、保健衛生、公害その他一般並びに教育委員会の所管に属する事項 （議会運営委員会の設置） 第４条の２ 議会に議会運営委員会を置く。 ２ 議会運営委員会の委員の定数は、<u> 9人 </u>とする。 ３ 前項の委員の任期については、<u>前３条</u>の規定を準用する。 （特別委員会の設置） 第５条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。 ２ <u>特別委員会の委員</u>の定数は、議会の議決で定める。 ３ 特別委員は、<u>議会において選任し、</u>委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

改 正 案	現 行
(委員の選任) <u>第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u> <u>2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u> <u>(削除)</u> 3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前10日以内に行うことができる。 4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。 5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。 (意見を述べようとする者の申出) 第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で</u>	(委員の選任) <u>第7条 (新設)</u> 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 <u>2 常任委員、議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。</u> 3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前10日以内に行うことができる。 4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。 5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。 (意見を述べようとする者の申出) 第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

改 正 案	現 行
<u>接続した電子情報処理組織をいう。第26条(（代理人又は文書等による意見の陳述）)において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> (代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> (記録) 第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。 2 前項の記録は、議長が保管する。 <u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u>	(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u> _____ 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 (記録) 第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。 2 前項の記録は、議長が保管する。

